

障害者自立支援法施行準備に関する 大阪府下市町村アンケート 調査結果

平成 18 年 3 月 30 日現在

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5 - 1 - 2 2 tel06-6697-9005

障害者自立支援法施行準備に関する大阪調査結果

第三次分 2006.3.30 現在

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

- * 本調査は、障害者自立支援法施行に関する市町村の準備状況に関する状況を把握するために行った。
- * 調査の方法は、調査用紙の送付により、担当課からの記入回答を回収した。
- * 本調査の大阪府下全市町村を対象として、2 / 28 締め切りでの調査とした。
- * 本調査に関する回収率は
86.0%（4政令・中核市25市8町村）であった。

【調査結果の概要】

制度の周知については、パンフ作成73.0%、広報掲載86.5%、説明会の開催83.8%、相談窓口設置51.4%等となっている。一方実際の説明書等の送付に当たっては、障害児者全員への送付をしないとすることが、54.1%もあり、実際の減免申請書の送付は現行利用者に対してが、97.3%となっている。また、精神通院公費の自立支援医療への切り替えは、病院を通じてが、81.1%となっており、とりあえず現行の支援費制度利用者の移行を最優先する形となっている。

また、減免申請の扱いについては、世帯分離の扱い、世帯分離後の国保の扱いなどの扱いが市町村によって異なる状況がある。

また工賃の扱いや預貯金の扱いなどについても、大きく格差がある。特に工賃扱いについては、75.7%の自治体が収入認定を行なうとしている、一方低所得者認定については、本来地方税法上の所得で認定されることから、工賃控除額が65万であることから、一般的な施設での工賃は、この控除の枠内となることが多く、工賃の把握は不要とする市もあります。また、社会福祉法人減免の適用等に関しても工賃の基礎控除が28.8万あることからこうした工賃の把握をどのように考えるかは、かなり開きがある。同様に、預貯金の把握等に関してもかなり市町村によって違いがある。減免の制度を広く活用させるかどうかの大きな開きにつながることになる恐れも指摘される。

ただし、大阪府は、これら工賃の取り扱いに関して「社会福祉法人減免」等の収入認定には、控除を原則行なわないとしているが、実際こうした取り扱いについても拝領が求められる。

同意書については、新法で行政が一定の調査等の権限を持つことからとられた措置と思われるが、全く条件を付加しない同意書を求める市町村が45.9%にも及ぶ。こうした「白紙委任状」は同法の趣旨から言っても決して適切な処置とはいえない。生活保護法等でも大きな問題となったように、行政調査の同意は、基本的に内容をもっと明確に

したものであるべきで、実務上の工夫が求められる。

なお、独自の減免制度は、他都道府県では、居宅サービス等の保障や、精神しょうが者医療の現状にかんがみ、少しずつ工夫が行なわれているが、府下では5.4%（2市）しか検討を行なっていない状況がある。

この点でも、他府県では、市町村レベルも含め、独自減免等の配慮を行なう検討を進めているところも徐々に増えており、「利用料がいるのなら、作業所にいけない。」等の切実な障害者・家族の実態に対しての緊急の対応が求められる。

今後の支給決定への準備に関しては、訪問調査を前提75.7%にして直接職員で対応を考えているところが73.0%となっているが、障害程度区分認定の検証作業は、3月中に実施で21.6%にとどまっている。また審査会の設置についても障害別や広域も含め、まだ検討中が56.8%となっている、また医師の診断書等への準備も、十分でない状況がうかがえる。

この点では、障害程度区分認定が直接利用サービスの決定に影響すること、また精神障害や知的障害の調査・判定に当たっては、かなり配慮が求められることから、調査員の専門性の確保や審査会のあり方など適切な判断に対し早急な対応が求められる。特に「不定形」判定に関しては、サポートセンター等との協議など専門的判断を担保する必要がある。

今後、市町村事業として展開される「地域生活支援事業」については、基本は必須事業を基本として、他に「福祉ホーム・タイムケア事業」等の対応が検討されているが、数は少ない（4市）。また、今後市民との意見交換会等を開いて意見を聞くとする自治体もある。

また、この事業の利用料負担については、検討中のところも多いが、移動支援負担あり37.8%、日常生活用具負担あり45.9%とこの二つの事業は、他のヘルパー制度や補装具制度との関係で徴収を行なう方向を持つ自治体が多い。一方コミュニケーション支援は負担なしが13.5%となっており、徴収をする8.1%とする自治体よりはっきりと徴収をしないと回答する自治体が多い。

その他の準備では、障害福祉計画は基本指針をまっして対応81.1%、条例化は9月議会29.7%等まだ概要が定かでない中で対応に苦慮している状況もあり、進捗状況としては、「なんとか62.2%」となる中、「見通しが無い、実施延期」と苦慮の声を上げる自治体も、21.6%となるなど、支援費制度導入期以上の混乱が多くの自治体で起こっている。

【調査結果から】

こうした調査結果から、実際に新法の制定過程の異常さや、213にも及ぶ政省令の内容が明らかにされた時期が大幅に遅れたこと、現段階でもまだ、不明確な事項があまりに多いこと、逆に「ガイドライン」等の具体的な提案が行なわれない中で、地域生活支

援事業等市町村にその実施が委ねられながら、具体的な包括補助金額が確定していないことなど、あまりに多い不確定要素の中で、市町村では大きな混乱が生じていることが伺える。

また、支援費制度の実施とは異なり、今般の制度が、2009年介護保険との再統合との状況もうかがえる中で、特別の職員体制をひくよりも、できるだけ介護保険との整合性やその体制の中で対応を検討する向きも見られる。特に障害程度区分認定などは、多く社協等への委託や包括支援センターの活用など対応を検討している自治体もかなり出てきているように聞き及んでいる。

さらに負担軽減での実務基準の理解の仕方にも大きな格差があるが、国がこの間は、こうした基準や対応についても相当程度裁量権を認める動きがある中で、ますますこうした対応の格差は広がるものと思われる。

確かに、こうした混乱の中で、とりあえず支援費同様現行利用者優先での対応となっているが、新たな制度利用者への制度周知（特に精神障害者）があまりに立ち遅れている感は否めない。

また、地域生活支援事業等条例化の時期も、9月議会という自治体も多いが、これは国の対応に対して、6月では間に合わないとの意見もある、しかし、9月議会で決定10月実施というテンポで、本当に利用者サイドの混乱が起こらないかは不安が残るところである。

さらに、新支給決定に対する対応では障害程度区分認定の調査などについて、介護認定担当者などがこれにあたるとの案もあるが、本当にこうした調査員や審査会委員への傷害の理解の向上や研修が間に合うのかも不安が残る。

いかに国の提案があまりに立ち遅れている中で、こうした状況下での対応について市町村のみに責任を押し付けることについて、現場からの反発もある。こうした混乱が利用者への適切なサービス提供に対して影響が起こることの無いよう対策が急がれるところである。

【市町村への要望】

私どもは、すでに大阪きょうされん、福保労大阪地方本部と共同で、2005年11月から「障害者・家族の立場にたった「障害者自立支援法」の運用を求める要望書」を、各府下市町村に提出してきた。

改めて、こうした結果を受けて、その要望の実現を重ねて要望するものである。

要望事項

○「障害者自立支援法」に基づく施策の実施にあたって、これまで利用してきたサービス内容の低下を招く事の無いよう、市町村が責任を持って施策の円滑の運用を行うことともに、以下の諸点について具体的配慮を行うよう要望します。

- 1、「障害者自立支援法」における制度の概要や手続きの実務などについて、市町村が責任を持って対象者への説明を行うなど、制度の周知徹底に責任を持つこと。
- 2、4月からの新たなサービス利用にかかわる「障害程度区分認定」や「支給決定」にあたっては、障害者の支援ニーズに合わせた適正な判定が行えるよう配慮すること。また、審査会で当事者意見が反映されるよう委員の構成等配慮を行とともに、必要に応じて直接意見表明の機会が持てるようにしてください。
- 3、支給決定後のサービス利用について、あっせん・調整・要請などを市町村が責任を持って利用が可能となるよう責任をもって対応すること。またショートスティなどの緊急時の対応については、広域行政間の調整も含め迅速な対応を図れるよう配慮すること。
- 4、定率・自己負担が障害者サービスの利用抑制や後退につながらないよう、国の軽減策に加えて市独自の支援策を制定すること。
- 5、「地域生活支援事業」の実施にあたっての詳細を早急に明らかにするとともに、現在行われているサービスが後退する事の無いよう、また利用者負担の増大につながらないよう配慮を行い、そのための十分な予算措置を講じること。このことで、市町村の財政的圧迫が起こらないよう国に対し「義務的経費」となるよう要望を行うこと
- 6、今年度の支援費制度上の不足額について、国に補正予算を組んで穴埋めするよう要望し、サービス実施に影響が出ないよう配慮すること。
- 7、4月以降、地域生活支援事業実施までの間、移動介護や相談支援事業、日常生活用具支給事業等が、必要以上の負担が発生したり、サービス内容の低下が起こらないよう十分な配慮を行うこと。
- 8、小規模作業所問題の解消のため円滑な事業移行が可能となるよう、事業体系の見直しにあたって、現行作業所の事業化に必要な内容が加味されるよう強く国に働きかけること。
- 9、障害者基本法に規定される「障害者計画」の見直し、策定を行い、地域基盤整備、所得保障策、就労・雇用の支援策などを含め、総合的な市町村計画を策定し、順次その実現に努めること。
- 10、「市町村障害福祉計画」の作成に際しては、地域の障害者実態やニーズを的確に把握し、障害者の自立を支える上で十分な施策の整備目標を持つこと。計画策定にあたっては障害当事者も参画し、実施の進捗に市町村が責任を負うこと。

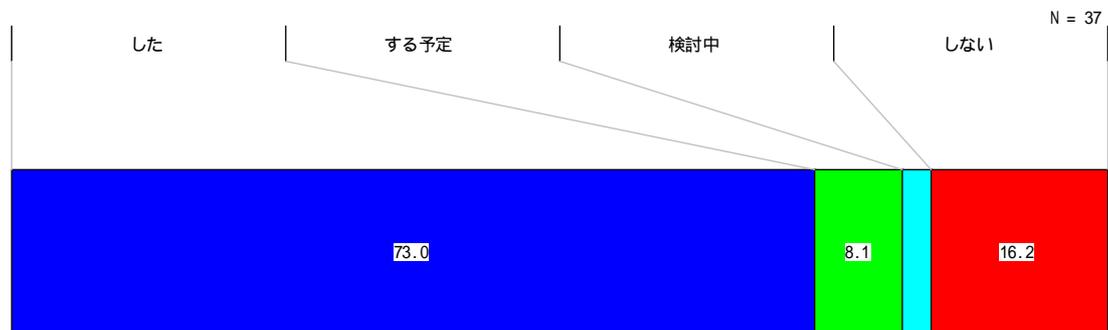
以 上

(調査結果の結果データ)

【制度の周知】

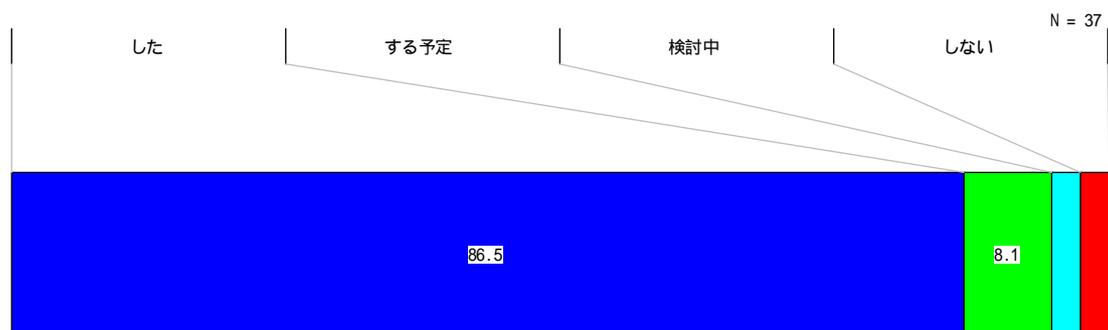
1、パンフの作成

No.13 パンフの作成 <S A> 4カテゴリ



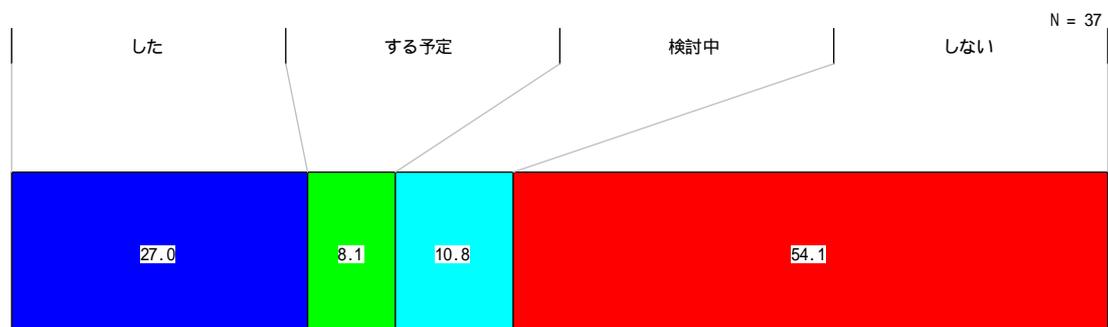
2、広報掲載

No.14 広報掲載 <S A> 4カテゴリ



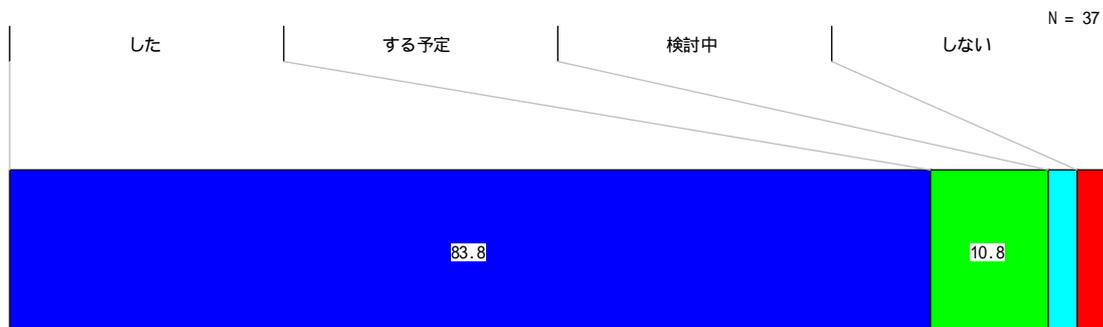
3、説明書の送付

No.15 全員への説明書の送付 <S A> 4カテゴリ



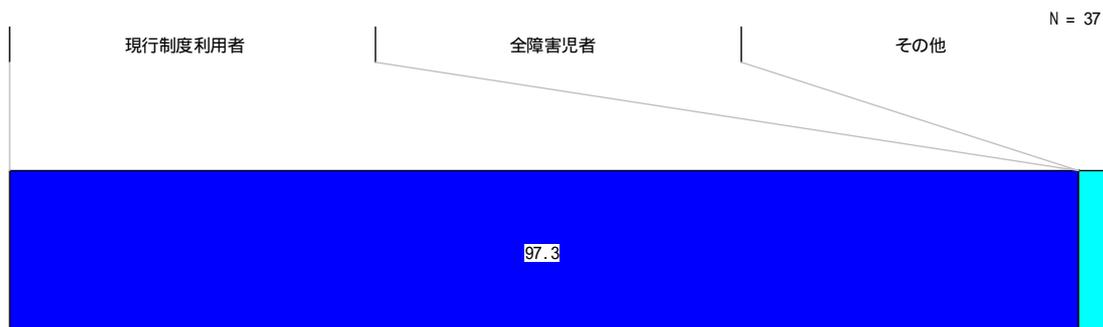
4、説明会の開催

No.16 説明会の開催 <S A> 4カテゴリ



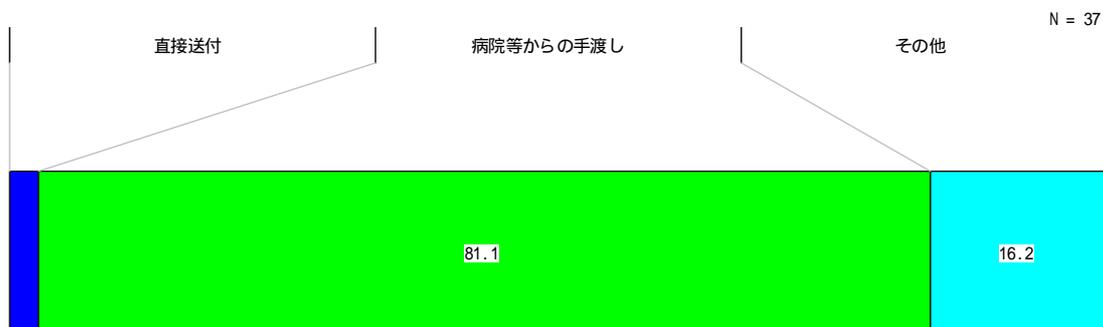
5、減免申請書の送付

No.17 減免申請申請書 <S A> 3カテゴリ



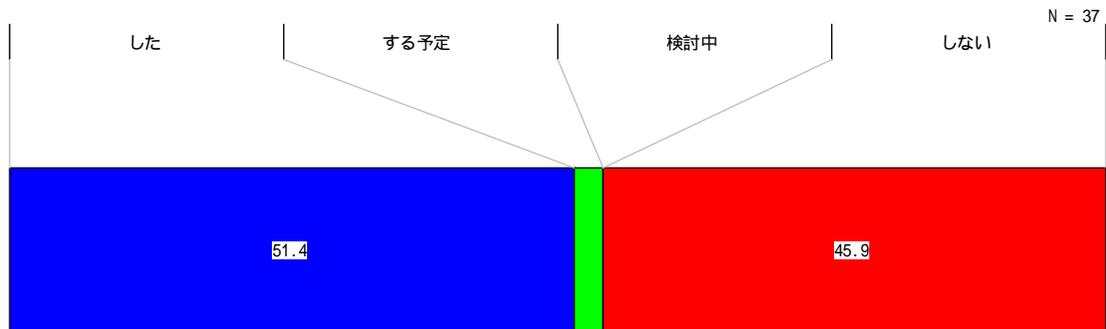
6、精神通院公費に関する減免申請書の送付

No.18 精神通院公費 <S A> 3カテゴリ



6、相談窓口の設置

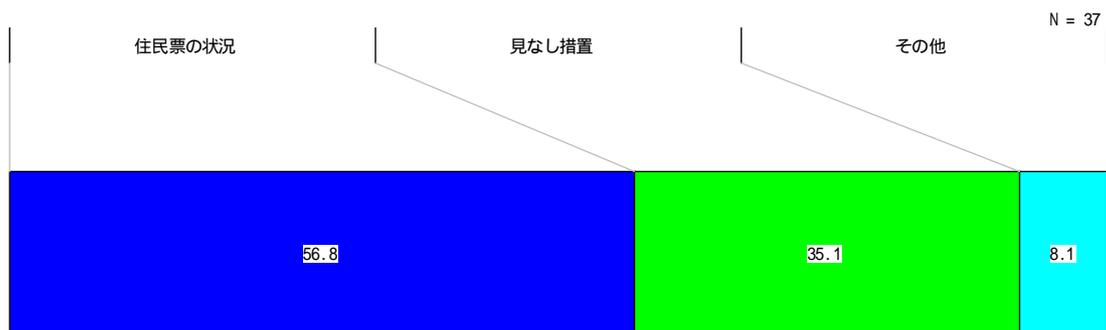
No.19 制度相談窓口 <S A> 4カテゴリ



【減免申請の取り扱い】

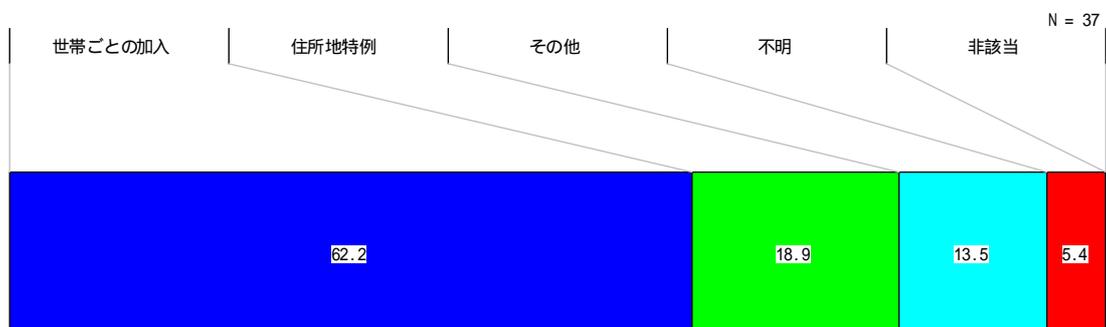
7、世帯分離の扱い

No.20 世帯分離 <S A> 3カテゴリ



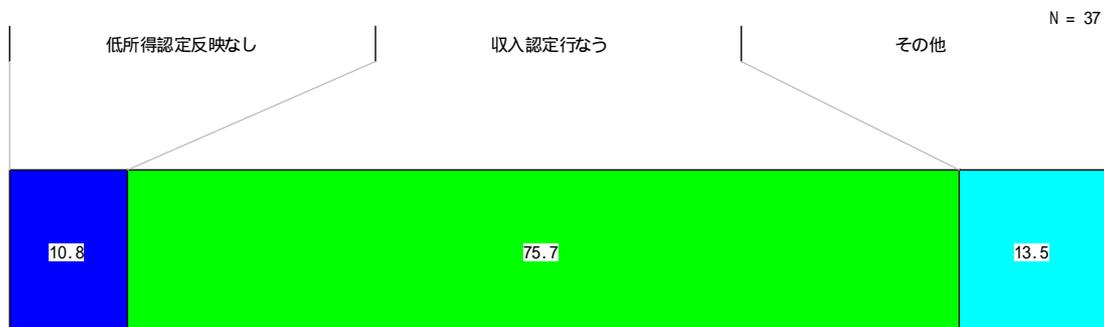
8、国保の取り扱い

No.21 国保の扱い <S A> 3カテゴリ



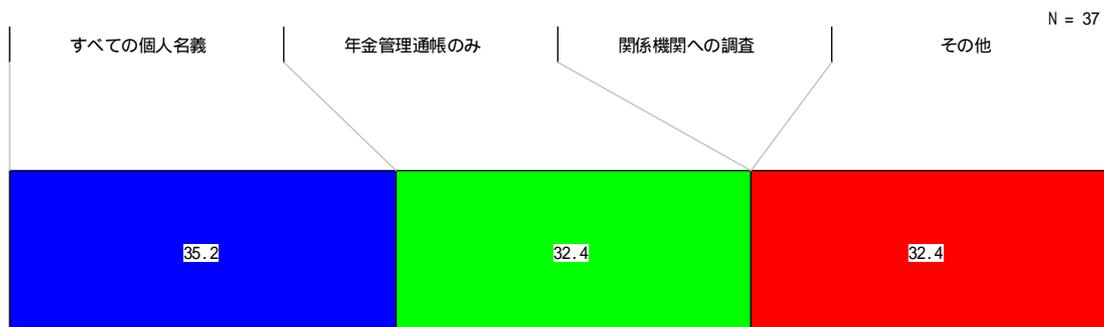
9、工賃の取り扱い

No.22 工賃の扱い <S A> 3カテゴリ



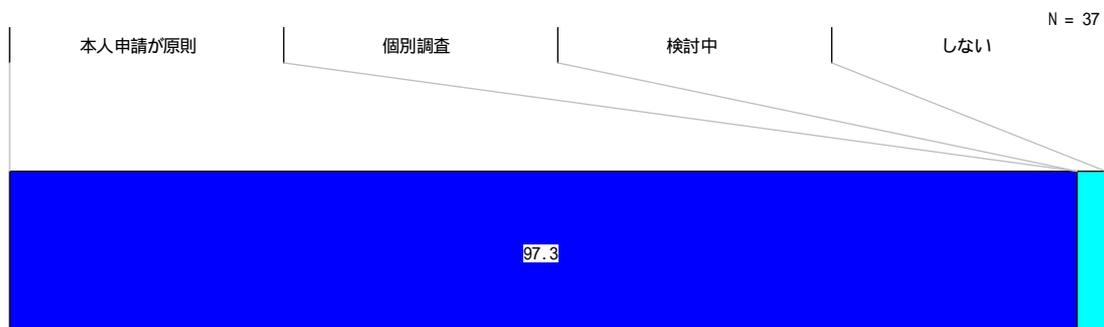
10、預貯金の扱い

No.23 預貯金の扱い <S A> 4カテゴリ



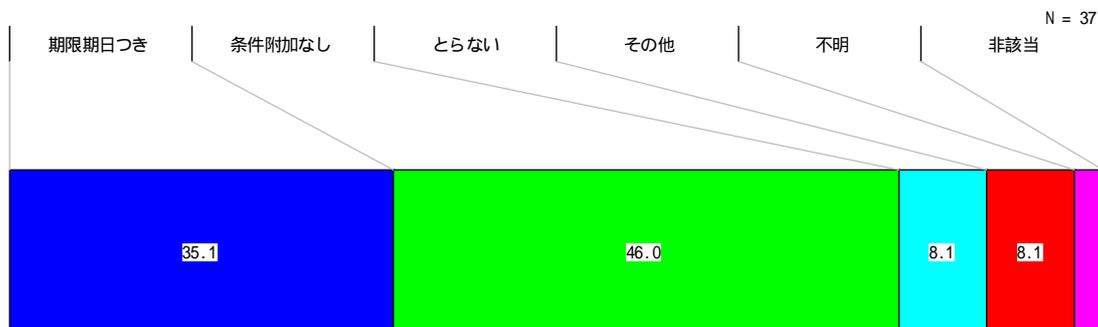
11、仕送りの補足

No.24 仕送りの捕捉 <S A> 4カテゴリ



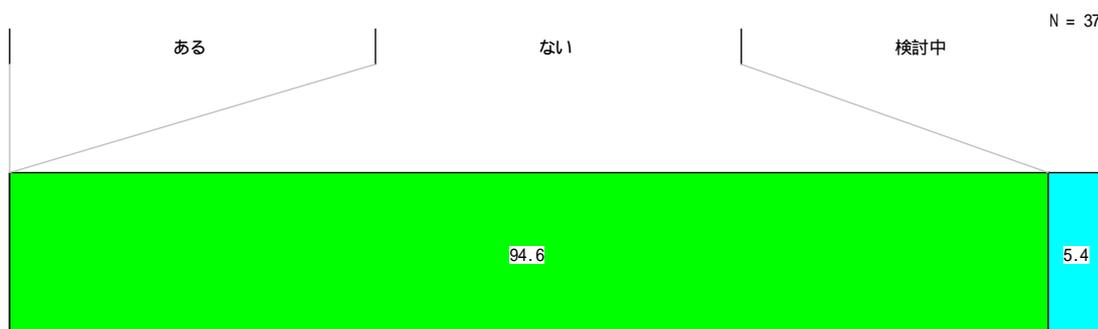
12、同意書の扱い

No.25 同意書 <S A> 4カテゴリ



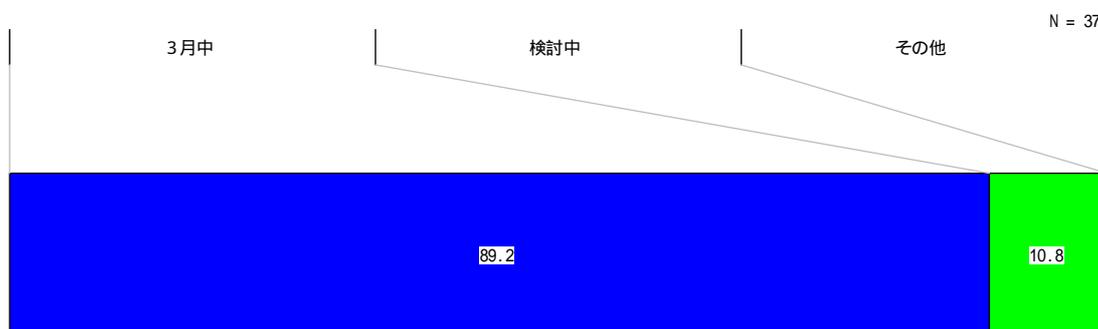
13、独自の減免制度

No.26 独自の利用率減免 <S A> 3カテゴリ



14、精神障害者へのサービス決定

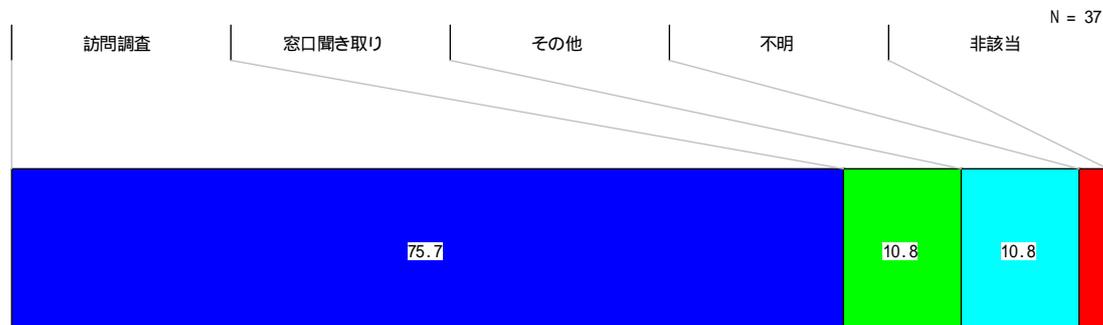
No.28 精神のサービス認定 <S A> 3カテゴリ



【支給決定等への準備状況】

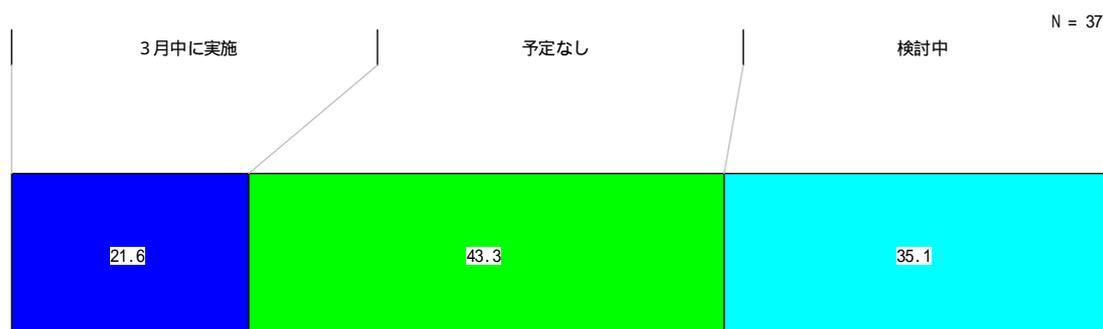
15、認定調査の方法

No.29 認定調査の方法 <S A> 3カゴリ



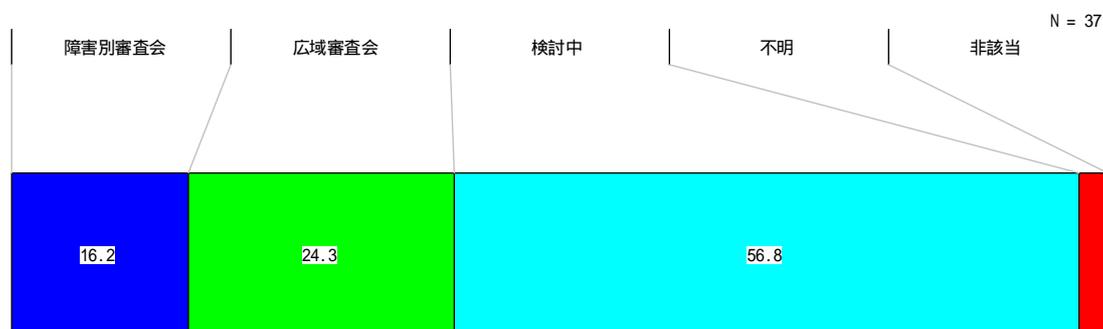
16、障害程度区分調査の検証

No.30 障害程度区分認定の検証 <S A> 3カゴリ



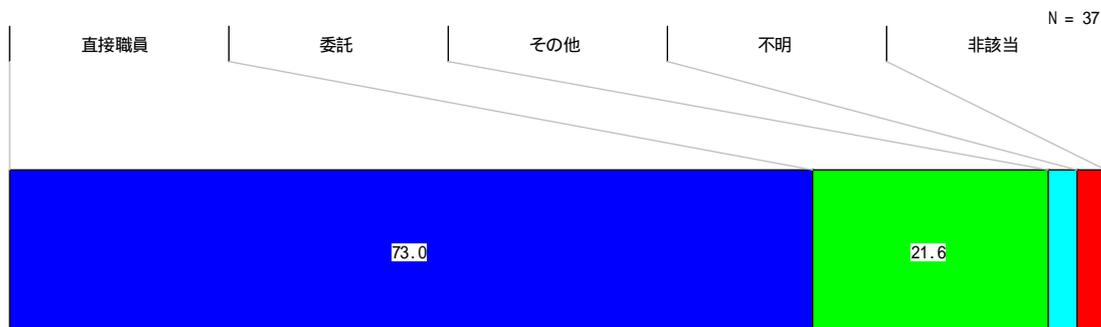
17、市町村審査会の準備

No.31 市町村審査会 <S A> 3カゴリ



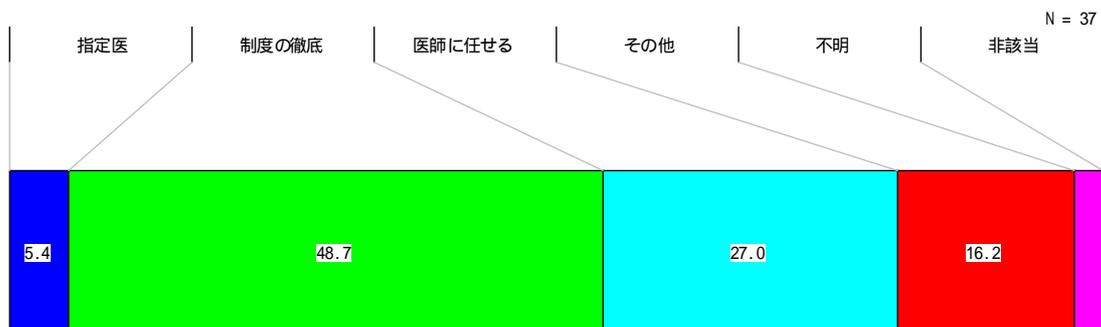
18、訪問調査の方法

No.32 訪問調査の方法 <S A> 3カテゴリ



19、医師の意見書への対応

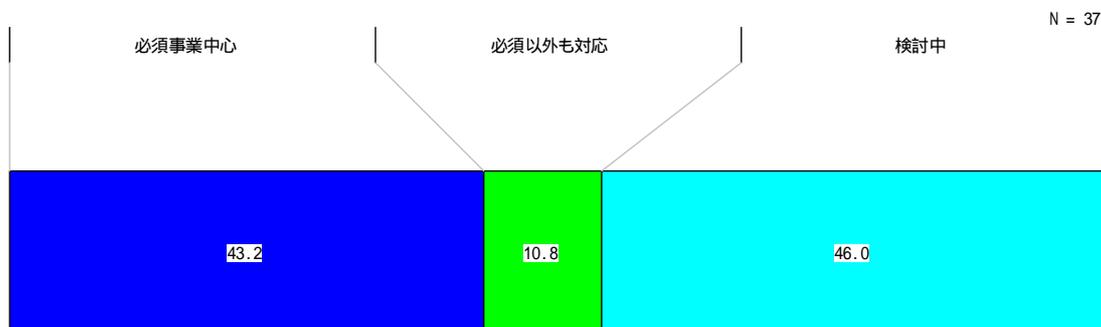
No.33 医師の意見書 <S A> 4カテゴリ



【地域生活支援事業への準備】

20、地域生活支援事業の実施

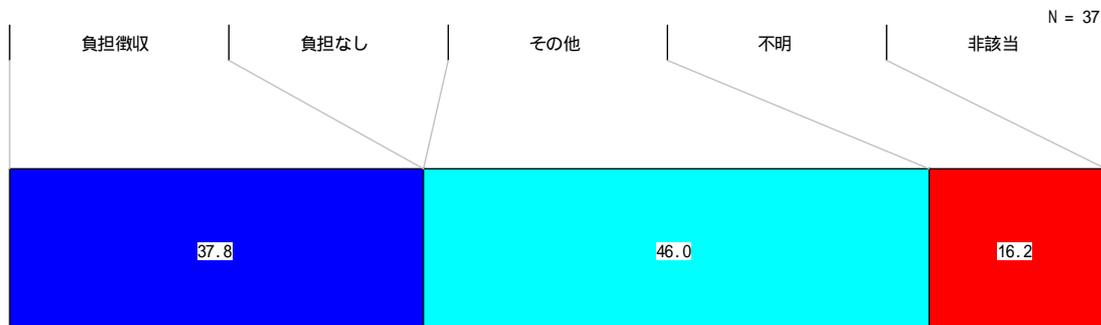
No.34 地域生活支援事業 <S A> 3カテゴリ



【必須事業の利用料負担】

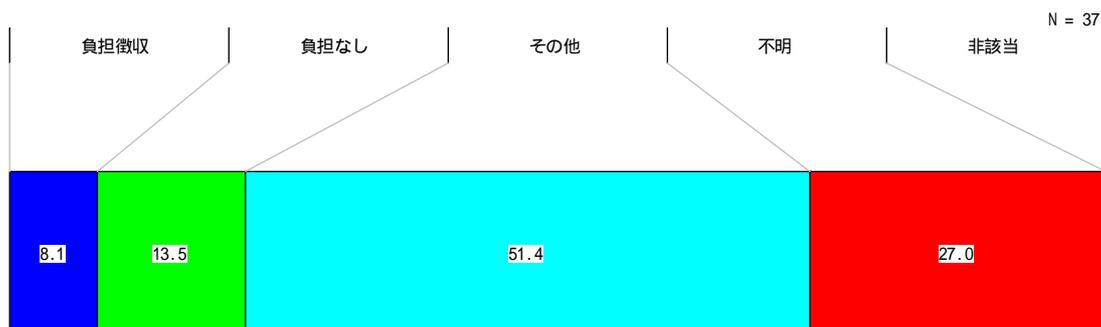
21、移動支援

No.36 移動支援 <S A> 3桁コリ



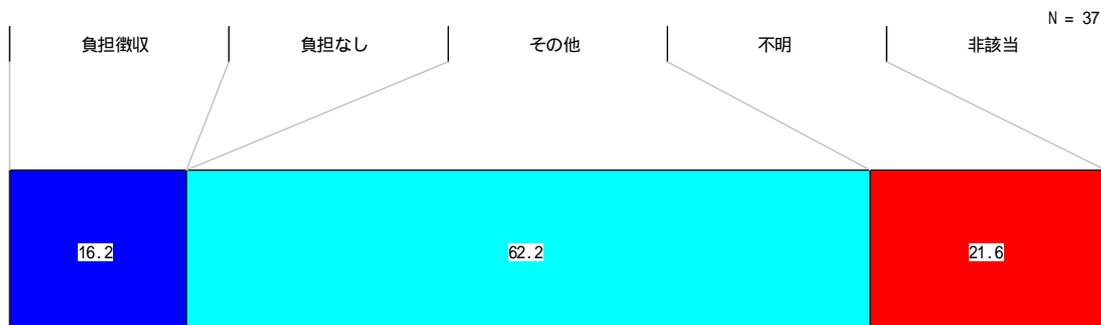
22、コミュニケーション支援

No.37 コミュニケーション支援 <S A> 3桁コリ



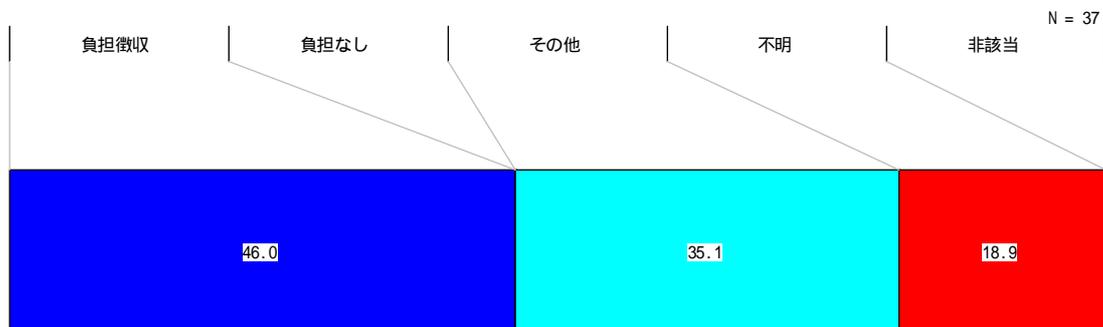
23、地域活動支援センター

No.38 地域活動支援センター <S A> 3桁コリ



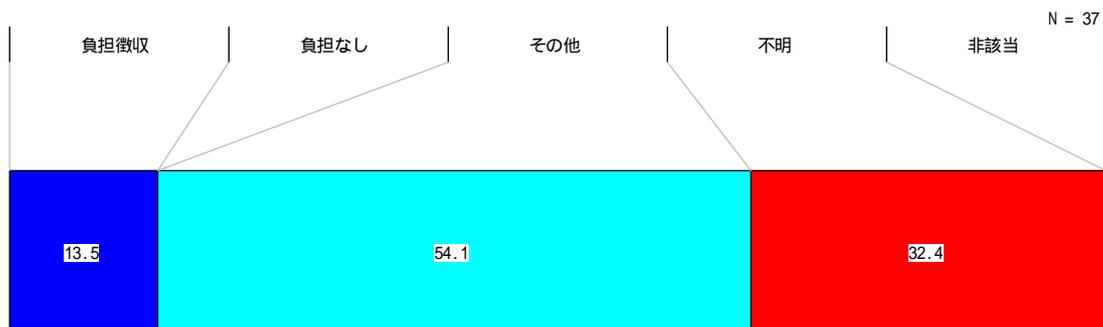
24、日常生活用具

No.39 日常生活用具 <S A> 3ｶﾞｺﾞﾘ



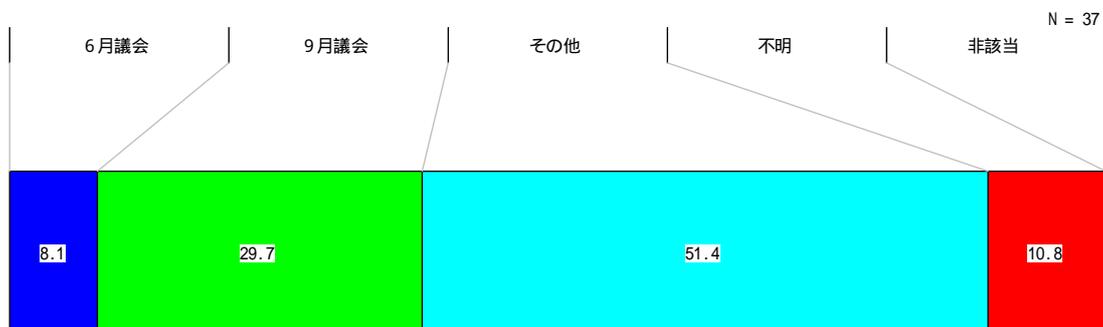
25、その他事業

No.40 その他事業 <S A> 3ｶﾞｺﾞﾘ



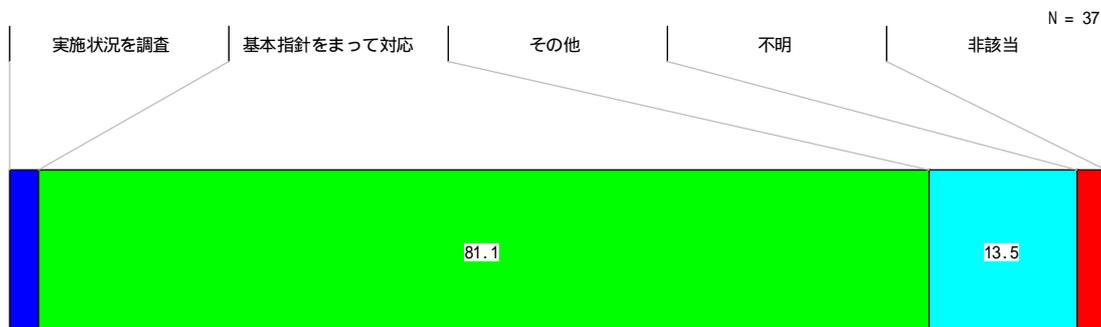
26、条例化の時期

No.41 条例化の時期 <S A> 3ｶﾞｺﾞﾘ



27、障害福祉計画の作成

No.42 障害福祉計画 <S A> 3カコリ



【進捗状況】

28、制度施行準備の進捗状況

No.43 進捗状況 <S A> 5カコリ

